

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04604

研究課題名（和文）フランス及びスイスにおける幼小接続制度の論理と課題に関する研究

研究課題名（英文）Articulation of Preschool and Primary School in France and Switzerland

研究代表者

藤井 穂高（Fujii, Hodaka）

筑波大学・人間系・教授

研究者番号：50238531

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はスイスとフランスの幼小接続を義務化の観点から検討するものである。スイスでは、2007年に、4歳からの就学と幼児学校を含む8年間の初等教育の制度化という形で、フランスでは、2020年度より、義務教育を3歳からとすることにより、義務化が行われた。両国の改革の背景は異なる点はあるものの、就学前教育の有無が小学校以降の教育成果に反映されることを前提として、機会均等の原則から、とくに言語の教育を重視するため、義務化を図ったことは共通しており、ホリスティックな保育の保障というよりも就学準備的性格を強く持つものであることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、幼小接続のあり方を幼児教育の義務化の観点からとらえ直す点にある。フランス語圏に限定しても、広くヨーロッパに目を転じて、幼児教育・保育の義務化は近年の大きな動向である。ただし、北欧などでは、ホリスティックな保育の義務化という形で進んでおり、本研究の対象となるフランス語圏の就学準備的性格の強い義務化とは基本理念が異なるようにも見える。両者の成果の検討も含めて、本研究はそうした比較研究の一助としての意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study examines articulation of preschool education and primary education in Switzerland and France from the viewpoint of the compulsory education. In Switzerland, elementary education for 8 years including schooling from age 4 was institutionalized in 2007, and also in France, compulsory education from the age of 3 was introduced in 2020. Although there are differences in the background of reform between the two countries, we can find the same logic on the importance of preschool education which affect on the primary education. Compulsory education from age of 3 or 4 is institutionalized based on the principle of equal opportunity, with particular emphasis on language education. It is based on the perspective of preparation for the primary education rather than holistic one of early childhood education and care.

研究分野：教育制度論

キーワード：幼小接続 スイス フランス 幼児教育 義務化

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

わが国の就学前教育(幼稚園・保育所等)と初等教育(小学校)の関係に関する議論は少ないものの、それらは両者の連携や接続など、いかにつなぐかという論点に焦点化される傾向がある。教育制度論で言うところのアーティキュレーションの課題であるが、しかしアーティキュレーションが「分節化」と訳されるように、そこにはいかに分けるかという論点が含まれるはずである。教育制度が体系性を有する限り、分けることとつなぐことは表裏の関係になるが、つなぐことは分かれていることを前提とするため、分けるという課題の方が先行するともいえる。わが国の場合、就学開始年齢は満6歳であり、学齢に達しない子は小学校に入学させることはできないと法律に明記されている。就学前施設と小学校は截然と区別されているため、どう分けるかという問いが生じにくい。この点については、先行研究においても「現状の就学前 - 6 - 3 - 3という教育制度を前提として、その間の『なめらかな接続』が目指されるところまでにとどまっている」(酒井朗、2010:140)と指摘されるところである。では、現状の就学前施設と小学校の区切りを前提としない場合、どのように区切る可能性があるのか、またその根拠や理由は何か。以上が本研究の出発点となる問いである。

本研究の対象国の1つであるスイスでは、スイス教育長会議(CDIP)が2007年に「義務教育の協調に関する州間協定」(「HarmoS協定」)を採択し、4歳からの就学と幼児学校を含む8年間の初等教育の制度化を決定した。そして、義務化の背景には、4~8歳を対象とする「基礎期」の意義の浸透がある。この基礎期は、幼児学校の2年間と小学校低学年の2年間を統合した仕組みであり、まさに本研究の問題関心に対応する制度が実現されている。しかも、本研究の対象とするフランス語圏では、フランス語圏教育州間会議によって同じ2007年に合意された「フランス語圏学校協定」において、初等段階の第1期は4歳から始まる第1学年からの4年間とすることも明記されている(5条2項)。

一方、フランスにおいても、1989年の改革以降、保育学校と小学校の9年間は、初期学習期(保育学校) 基礎学習期(保育学校の年長組、小学校第1、2学年) 深化学習期(小学校の残りの3年間)に再編成された。この基礎学習期も、幼小の壁を超える一貫の仕組みであることが特徴である。そのねらいは、「子どもの平等と学校での成功を保障するために、教育は、各学習期内及び修学期間全体を通じて、教育的連続性により、子どもの多様性に適応する。」ことにあると明記されている(1989年法4条)。ところが、さらに興味深いことに、この基礎学習期は、2013年法で解消されている。つまり、保育学校は単独で1つの学習期となり、基礎学習期は小学校の最初の3年間として再定義されたのである。1989年に当時の社会党政権により創設された基礎学習期は、同じく社会党政権により、4半世紀の後、解体されたとみることができる。このように、フランスおよびスイスの改革は、幼小の壁が厚い制度を前提として両者をいかに接続するかというわが国の課題とは異なり、その壁を超える一貫型の教育形態を制度化した点で注目すべき改革であるのみならず、同じフランス語圏にありながら少なくとも今日の時点では相反するベクトルで改革を進めているという点でも比較対象の素材として意義があると思われる。

わが国の先行研究のうち、スイスの幼児教育については、中島博編『世界の幼児教育4 欧・スイス』(日本らいぶらり、1983)と二見素雅子「スイスの幼児教育改革 『4 - 8歳の子どもの教育』を中心に」(『聖和大学論集』26、1998)の2点程度しかなく、いずれも重要な先行研究ではあるが、本研究の対象とする近年の改革動向を取り上げたものではない。また幼児教育の比較研究として、泉千勢・一見真理子・汐見稔幸編著『世界の幼児教育・保育改革と学力』(明石書店、2008)とパメラ・オーバーヒューマ&ミハエラ・ウーリッチ『ヨーロッパの保育と保育者養成』(大阪公立大学共同出版会、2004)があるが、いずれにおいてもスイスは取り上げられていない。

一方、フランスについては、わが国においても相当の蓄積がある。特に赤星まゆみによる一連の研究(たとえば、「フランス」『諸外国における幼児教育施設の教育内容及び評価の現状や動向に関する調査研究』(文部科学省研究委託事業)2013)は、本研究においてもその基盤となるが、赤星の研究は基本的には学習指導要領等に基づくカリキュラム研究であり、本研究の制度論的アプローチとは異なる。

また、本研究ではフランス及びスイスのそれを含む諸外国の先行研究を踏まえる必要があるが、管見の限りでは、フランスにおける学習期に関する立法者意思の分析、スイスにおける基礎期の政策動向を総合的に検討した研究は見当たらない。

### 2. 研究の目的

わが国では、就学前教育と初等教育の間で「滑らかな接続」が図られる傾向にあるのに対し、フランス及びスイスでは、就学前教育を初等教育に統合する仕組み(フランスでは「基礎学習期」、スイスでは「基礎期」と呼ばれる)が制度化されている。本研究ではこの点に着目し、両国の教育改革を対象として、次の2点を研究目的とする。第1は、その政策意図の分析であり、なぜそのような制度が形成されたのか、その政策意図を明らかにする。政策のみならず、その理論的背景も検討する。第2は、その制度的構造の分析であり、何がどのように統合されているのかを明らかにする。併せて同制度の普及状況と教育的効果を検討する。以上を通して、わが国の幼小の接続の議論に統合による一貫化という研究課題を提供することができる。

### 3. 研究の方法

本研究の第 1 の目的に応えるために、フランスの関係法令の審議過程を検討し、「基礎学習期」の創設と解体、さらには幼児教育の義務化に至る背景及び論理を分析する。また、スイスについては、改革の主体となった教育長会議 (CDIP) の諸施策及び報告書を素材として、幼児学校と小学校低学年を統合する「基礎期」の創設の社会的背景と教育学的論拠を検討する。次に、第 2 の目的に応えるために、学習期に関する先行研究からその制度的構造の理論を検討するとともに、フランスの基礎学習期に関する視学官報告書、スイスの基礎期に関する代表的な州の事例検討から、その実際の制度的構造とその課題を解明する。

### 4. 研究成果

#### (1) スイスにおける幼小接続と義務化の論理

スイスでは、2007 年に、スイス教育長会議 (CDIP) の「義務教育の協調に関する州間協定」(通称「HarmoS 協定」)により、4 歳からの就学と幼児学校 (école enfantine, Kindergarten) を含む 8 年間の初等教育の制度化が決定された。

まず義務化の制度についてみると、スイスの幼児教育の義務化は、就学年齢の 4 歳への引き下げによるものであり、逆に言えば規定されていることはその点のみである。また、義務化の実施については、最終的には各州の住民投票により導入の可否が決せられる。同協定の実質的な効果を就学率で見ると、導入前の 2006-07 年度では幼児学校の 2 年間の就学義務は 2.5% に過ぎなかったものが、2015-16 年度には 87.3% にまで上昇しており、その効果は非常に大きなものであった (CDIP, BiLan 2015)。その一方で、2018-19 の最新の調査でも、その割合は 87.3% のままであり、頭打ちの状態にも見える。(CDIP, BiLan 2019)。

スイスにおいて、政策として就学年齢の引き下げとその協調の必要性が議論されたのは 1990 年の CDIP 総会にさかのぼる。その背景には就学年齢の規定に関する州間の大きな開きがある。1994 年には「4 歳から 8 歳の教育」というテーマを検討するため研究グループが組織され、1997 年に報告書が提出されている。2000 年には「基礎期」(Basisstufe)に関するパイロット事業を行うという形で必要な枠組みが整えられる。同年 11 月の CDIP 総会では、義務教育の協調の中に「就学年齢を引き下げ、より柔軟で個別化された就学を促進する」という課題が盛り込まれた。

2003 年以降、協定の項目に関する考え方の検討は順調に進んでいたが、義務教育の協定に関する法的基礎の検討が始まるのは 2005 年である。2005 年 5 月の委員会に置いて事務局提案の計画の基本線が承認される。その中に、「就学年齢：引き下げと柔軟化」が含まれている。協定の条文の起草は事務局によって 2005 年の上半期に行われたが、興味深いことに、就学年齢については 2 つの選択肢、すなわち、「児童は満 4 歳から就学する。(基準日は 6 月 30 日とする。)」と「児童は満 5 歳から就学する。(基準日は 6 月 30 日とする。)」義務教育の開始の前に 1 年間幼児学校に通う機会が各児童に開かれる。幼児学校への通学は任意とする。」の 2 案が示されていた。結果として、前者が選択されることになる。

上記の通り、最初の報告書が提出されたのは、1997 年である。「スイスにおける 4 歳から 8 歳の教育」と題された同報告書は、同国における幼小接続の深刻さを次のように分析している。幼児学校は、「就学前」(précole)とみなされてきた。それは全く対照的な歴史的経緯に由来するものであるが、こうした伝統が幼児学校と小学校の間に現存する溝、互いにほとんど関係することのない 2 つの「文化」の間の溝を説明する。チューリッヒ州公教育局の報告書「幼稚園と学校—別々か共通か—」によると、ドイツ語圏のスイスにおける両者の違いを次のように説明している。すなわち、幼稚園は、生活、遊び、経験の場であり、子どもの個性が尊重される。子どもたちは異年齢で編成され、学習の目標は規定されておらず、評価の対象でもない。いかなる選別も行われていない。しかしながら、就学適性の決定の際に(小学校への移行時)初めて選別のメカニズムが現れる。反対に、小学校は、学習の場であり、義務教育であり、明確に定められた目標がある。同一年齢で編成される学級において一定の規範からの個々人の開きは一層強く現れる。児童の進捗は評価の対象となる。いくつかのドイツ語圏の州で実施されている「就学適性試験」は、幼稚園から小学校への移行が自動的ではないことを証明している。

こうした問題を背景として、2001 年の「基礎期」プロジェクトの中間報告では、「基礎期」の解決策としての有効性を次のように説明している。教育上の連続性：公教育の最初の 4 年間の過程で、子どもたちは同じ期の中で安定した関係を築くことができる。柔軟な移行：小学校への入学の機会は年 2 回と複数化するとともに、「基礎期」への通学の期間も一人ひとりの子どもの個別の必要に応じたものとする。個別化：子供たちは自分のリズムで、自分なりの学習方法や関心に依拠して学ぶことができる。社会化：多様な年齢の子どもたちの集団により社会的能力の学習の多様な可能性を提供する。統合：特別なニーズをもつ子どもたちに対しては特別な教育方法による統合的な支援を行うことにより、幼児学校での落第を避ける。早期からの支援：特別なニーズのある子どもたちが早くから教育制度に入ることにより、的を射た支援を受けることができる。関係施設と学校間の継続的連携：「基礎期」と子どもたちが通う様々な施設との協働関係を構築することができる。

一方、2003 年には、2000 年の PISA 調査の結果に関する報告書「PISA 2000 の結果に応じた措置—行動計画」が公刊される。スイスの結果が望ましいものではなかったことを受けた対応策が提言されているが、その中に、「幼児学校の普遍化」も盛り込まれている。その内容は次の

とおりである。子どもは遅くとも 5 歳から幼児学校に通い始めなければならない。外国語を母語とする者にも文化的に恵まれない家庭出身の子どもにも平等な機会を与えるという観点から、幼児学校は、すべての者に対して義務としなければならない。子どもたちは、その発達状態に応じて、徐々に、遊び中心の教育方法から体系的な学習へ移行する。適切な時に特別な検査を必要とする子どもを発見できなければならない。まさにこの時期に公的な言語を体系的に用いる(方言ではなくドイツ語を)。

そして、2006 年の報告書「スイスにおける就学のより早期からの開始」において、「結論」として、「一人ひとりの子どもの教育の必要に応じ、機会の平等を高めることに貢献するために、教育はすべての子どもに対して、課程の最初から、義務とする。」ことが求められた。

以上のように、スイスにおいては、幼小の重大な段差に関する問題認識を出発点として、4 歳から 8 歳の「基礎期」の検討が進められるとともに、その中から、義務化の論拠も明らかにされるというプロセスを経ている。CDIP の各種報告書を踏まえると、1997 年報告書では基礎期の議論が中心であり義務化は課題とされており、2001 年報告書においても就学義務より基礎期による早くからの選抜の回避が主眼とされていた。それが 2003 年になると PISA の影響により義務化の議論が幼児学校の普遍化、機会均等の原則を論拠として重視され、最終的に 2006 年の報告書により機会均等の重視に基づく義務化の議論として決着することとなったといえる。

## (2) フランスにおける幼小接続改革と幼児教育義務化の論理

フランスの保育学校 (école maternelle) は 2 歳から 6 歳までの子どもたちを対象とする教育機関である。その特徴として、一般に、義務教育ではないが、ほぼすべての子どもが 3 歳から就学している、全国に遍く設置されている、フランスに住むすべての子どもに無償で提供されている、初等学校という枠組みで教育制度に統合されている、などの点が挙げられる。

フランスの制度において幼小接続の観点から重要なのは、1989 年のジョスパン法下の教育改革において成立した、幼小の 9 年間にわたる学習期である。保育学校と小学校の 9 年間で、初期学習期 (保育学校) 基礎学習期 (保育学校の年長組、小学校第 1、2 学年) 深化学習期 (小学校の残りの 3 年間) に再編され、初めて学校間をまたぐ教育課程が編成される。ジョスパン法の制定当時、背景にあったのは、小学校第 1 学年での落第からコレージュでの無資格での離学を経て失業に至る「学業失敗の連鎖」という問題の認識であり、その対策が、「教育的連続性により、子どもの多様性に適応する」ための学習期の設定であった。

それが 4 半世紀を経て、同じ社会党によるペイヨン法によって改革され、基礎学習期から年長組が切り離された。2013 年政令により、保育学校は 1 つの学習期 (初期学習期) となり、小学校の最初の 3 年間で基礎学習期となった。ペイヨン法の成立過程を見るならば、その趣旨説明書において、次のようにその必要性が説明されている。保育学校の独自性 (identité propre) を再度明確にすることによって、保育学校の任務を再定義する。この独自性は保育学校が単なる小学校への準備になるにしたがって消滅する傾向がある。ただし、学習の漸進性は、特に困難を抱える児童にとって、その成功の基本要素である。同法の付属報告書においても、同様に、「保育学校の任務を再定義する」として、保育学校のみで 1 つの学習期を創設することにより一体性を与えることの重要性が強調されている。

この改革ののち、フランスでは、スイスと同様に、幼児教育の義務化も実現した。フランスでは、義務教育の開始は 6 歳の小学校入学からであったが、すでに 3 歳から保育学校への就学がほぼ 100% であった。にもかかわらず、その義務教育化の議論はこの度の改革の前からも度々行われている。サルコジ保守政権下の 2007 年にベントリラ報告が出され、満 3 歳からの就学義務を課すことによって、保育学校を小学校とは異なる「独自の」学校としてではなく、小学校と「同等な」学校とすべきと提言している。これと同時に、言語の習得を最優先の課題として、3 年間の年齢ごとのカリキュラムと各年齢に応じた進度の詳細を示すことを求めている。

その後のオランド社会党政権では、保育学校への就学保障の強化を求める法案が社会党議員団からたびたび提出されている。たとえば、「3 歳からの就学義務の確立をねらいとする法案」(2011 年 4 月 15 日付) の趣旨説明によると、最近の国際調査はフランスにとって厳しい内容であり、社会的不平等よりも学校内での不平等の方が大きいことを示しているとしたうえで、こうした文脈の中で保育学校は、より幼い子どもを、特に過疎地や都市部困難地域において受け入れることにより、社会的不平等の縮減において主要な役割を演じることができるとしてその義務化を求めている。このように、フランスでは、(上記のベントリラ報告など一部を除き) 左派 (社会党など) が不平等や格差の観点から義務化を求めるとというのが、これまでの構図であったが、この度成立した 3 歳児義務化法は、右派・中道派のマクロン大統領の下であった。

2018 年 3 月 27、28 日の「保育学校会議」において、マクロン大統領から、従来の就学年齢を 6 歳から 3 歳児に改めるとの発表がなされる。同大統領の演説によるならば、海外諸県における就学率の地域間格差、1 日の格差 (恵まれない家庭では、給食費を払わないために午後 1 時に学校に戻ってこない)、「言語の不平等」に端を発する社会的不平等の再生産などの点が問題とされ、その解決策として義務化が求められた。

法案は、2018 年 12 月 5 日付で国民議会 (下院) に提出された。法案は「信頼される学校のための法案」という名称であり、現政権の総合的な教育改革案である。その中に、「義務教育の幼児期への拡張」という形で、義務教育の開始年齢を 3 歳からとする条文 (2 条) が盛り込まれている。「信頼の学校のための 2019 年 7 月 26 日付法律」により、義務教育は 3 歳から 16 歳までとするよう改正された (2020 年度実施)。同法案の趣旨説明書によると、「小学校の前の学校

は、言語の学校であり、小学校における基礎的知識の獲得に十分に準備させるものである」と明記されるように、ベントリラ報告の趣旨を引き継ぐ右派的な論理によるものであることがわかる。

なお、フランス語圏の他国の動向を見るならば、ルクセンブルクでは、義務教育に関する 2009 年 2 月 6 日付法律により、満 4 歳からの就学義務が定められている。ただし、同国の場合、幼児教育の義務化の歴史は古く、1976 年 10 月 22 日付規則により、幼稚園に通う義務が定められている。ベルギーでは、2019 年 5 月 11 日付の法律により、義務教育に関する 1983 年 6 月 29 日付法律が改正され、義務教育の開始年齢が 6 歳から 5 歳に引き下げられた（実施は 2020 年度）。こうしたフランス語圏諸国の幼児教育義務化の論理の比較検討が今後の課題となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 藤井穂高	4. 巻 53-1
2. 論文標題 OECDのキー・コンピテンシーの「理論的根拠」に関する一考察(2) - 「省察性」に焦点を当てて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 筑波大学教育学系論集	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐々木織江・藤井穂高	4. 巻 1
2. 論文標題 フランス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 「次世代の学校」実現に向けた教育長・指導主事の資質・能力向上に関する調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 250 256
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤井穂高	4. 巻 42-2
2. 論文標題 OECDのキー・コンピテンシーの理論的根拠に関する一考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 筑波大学教育学系論集	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 赤星まゆみ、綾井桜子、池田賢市、岩崎久美子、岩橋恵子、上里正男、上原秀一、大津尚志、大場淳、坂倉裕治、坂本明美、鈴木規子、園山大祐、夏目達也、藤井穂高、細尾萌子、堀内達夫、松原勝敏	4. 発行年 2018年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 362
3. 書名 現代フランスの教育改革	

1. 著者名 新井聡、植田みどり、上原秀一、大津尚志、岸本睦久、京免徹雄、坂野慎二、佐藤仁、菅尾英代、高谷亜由子、辻野けんま、西山久子、日暮トモ子、藤井穂高、藤平敦、藤原文雄、古阪肇、松本麻人	4. 発行年 2018年
2. 出版社 学事出版	5. 総ページ数 294
3. 書名 世界の学校と教職員の働き方	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----